

和歌山県助成金・支援金・助成金

・新型コロナウイルス支援策教育訓練の推進(和歌山県)

対象：次の(1)、(2)の両方に該当する事業者であることが、本助成の条件となります。

(1) 県内に本店または主たる事業所を有する者。(中小企業・大企業ともに対象)

(2) R4. 1. 1～R4. 9. 30の間に和歌山県内の事業所に勤務する労働者に対し、国の雇用調整助成金(教育訓練)の対象となる教育訓練を実施し、国の支給決定を受けた者。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/d00204219.html>(和歌山県 HP)

・飲食・宿泊・サービス業等支援金(第5期)(和歌山県)

対象：新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、原油価格をはじめとした原材料費等の高騰の影響を受け、売上が減少している和歌山県内の飲食業、宿泊業、サービス業及び製造業(地場産業)などをはじめとする幅広い業種

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00204232.html>(和歌山県 HP)